

大阪総合保育大学大学院 玉置哲淳賞 内規（案）

玉置哲淳先生は、本学大学院設立時より、大学院生指導のみならず、総合保育研究所設立などを含め学部・大学院の発展にご尽力されました。本学大学院生の学位申請論文に対して、先生の偉業をしのび、玉置哲淳賞を授与します。

（目的）

第1条 大阪総合保育大学大学院玉置哲淳賞（以下、本賞）は、本学の博士学位申請論文及び修士学位申請論文を表彰することを目的とする。

（授賞対象）

第2条 本賞は、毎年度の博士学位申請論文及び修士学位申請論文のうち、原則として判定結果が「秀」と評価され、保育学・教育学の発展および保育実践の向上にとって非常に有意義であると考えられる優れた学位申請論文を対象とする。

2. 授賞対象となる学位申請論文は、本学の博士後期課程あるいは博士前期課程を修了し、当該年度に学位申請がなされたものとする。

（賞の授与）

第3条 本賞は年度ごとに、その年度の優れた学位申請論文1編に対して授与する。

2. 本賞の授与に当たっては、賞状および盾を授与する。

3. 受賞は大学院学位記授与式内で行う。

4. 原則として授与は1編であるが、当該年度に「秀」と評価される学位申請論文が複数あるときには審議を行う。

（選考）

第4条 玉置哲淳賞の選考においては、研究科教授会において行う。

（賞の基金）

第5条 玉置哲淳賞の基金については、玉置哲淳先生の夫人である章子氏より本学の学術研究発展のために寄付されたものを活用する。

（改廃）

第6条 本規程の改廃は、研究科教授会が行う。

附則

本規程は、令和5年2月28日から施行する。